

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和5年1月18日

社会福祉法人松星苑

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

全職員の月平均残業時間を20時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和5年4月～ 全職員を対象として残業の実情を調査する。
- 令和6年4月～ 調査結果を分析し、結果を踏まえた課題、施策を企画会議で検討する。
- 令和7年4月～ 残業時間を減らす方針を施設長から提示し、各部門において部門長から残業時間削減のための取組を示す。
- 令和8年3月～ 取組開始